

令和5年度の全国と鹿児島支部の収支状況(暫定版)

(※数値は、国から提供のあった暫定値に基づいて算出したものであり、今後の国の決算の状況で変わりうる。)

資料3-1

(百万円)

	収入						支出														収支差					
	保険料収入		その他収入				計	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)						現金給付費等 (国庫補助等を除く)	前期高齢者 納付金等 (国庫補助を除く)	業務経費 (国庫補助を除く)	一般管理費 (国庫負担を除く)	その他支出	令和3年度の 収支差の 精算	令和3年度のインセンティブ		計	全国平均分	地域差分		
	一般分	債権回収 以外	債権回収	医療給付費(国庫補助を除く)		年齢調整 額		所得調整 額	令和3年度の 協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)	加算額	減算額														
				(A)-(B)	(A)																					
全国計	10,299,805	10,298,438	21,341	7,846	13,495	10,321,146	5,561,458	5,561,458	5,563,303	363	※ 1,482	-	-	518,185	3,512,832	172,608	41,627	48,193	-	-	9,907	▲9,907	9,854,904	466,243	466,243	-
鹿児島	136,251	136,234	251	101	150	136,502	75,633	89,289	89,289			▲1,442	▲12,214	6,684	45,310	2,226	537	622	287	▲742	131	▲872	130,557	5,946	6,014	▲68

(注)1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。

2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。

3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和5年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。

4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和3年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。

また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。

5. 「令和3年度の収支差の精算」は、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。

6. 「インセンティブ」は、令和3年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号口及びニ並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。

7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

※参考【直近5年間の収支状況の推移】

○全国

(百万円)

	収入	支出	収支差	地域差分
R1	9,647,576	9,107,696	539,880	-
R2	9,482,473	8,864,168	618,305	-
R3	9,877,010	9,577,872	299,139	-
R4	10,059,985	9,628,043	431,942	-
R5	10,321,146	9,854,904	466,243	-

(注)R1~4の数値は確定値、R5の数値は暫定値。

○鹿児島

(百万円)

	収入	支出	収支差	地域差分
R1	129,404	123,208	6,196	▲ 928
R2	128,510	122,924	5,586	▲ 2,587
R3	135,036	131,374	3,662	▲ 287
R4	139,974	132,613	7,361	1,717
R5	136,502	130,557	5,946	▲ 68

(注)R1~4の数値は確定値、R5の数値は暫定値。